世羅町

就学ハンドブック

~子供たちの社会的な自立に向けて~



令和4年12月



世羅町教育委員会 🦃



はじめに

特別支援教育は、障害のある児童生徒等の自立や社会参加を図るため、I人I人の教育的 ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克 服するよう、適切な指導や支援を行うものです。本町では、特別支援教育をそれぞれの学び の場で充実させ、子供たちに生きる力を身に付けることに取り組んでいます。また、認定こ ども園や保育所と小学校の連携、小学校と中学校の連携の充実にも取り組み、適切な就学指 導・進路指導に努めています。その中で、次のような声を関係機関の方、保護者の方からお 聞きししました。



子供の発達の様子が心配です。学校生活がどうなるのか 不安です。

特別支援学級や特別支援学校について、分からないことが 分からない状態です。それぞれの情報が知りたいです。



就学先を決めるにあたって、何をする必要があるのか、 どのようなスケジュールになっているのか教えてほしい です。

小学校の特別支援学級に在籍しています。中学校卒業後 の進路がどうなるのか教えてほしいです。

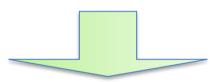
そこで、支援を必要とする児童生徒に合った学びの場の実現に向けて、園・所や学校と保護者が連携を図ることができるよう当ハンドブックを作成しました。当ハンドブックには、本人に合った学びの場を実現するための手順や中学校卒業後の進路等を示し、子供の社会的自立をイメージし、日々の教育活動を進めていただけるようにしています。次頁の[就学に関する流れ]を見ていただき、必要に応じて示してあるページ番号を参照してください。

★就学に関する流れ

- ◆ 就学に関する流れの概要です。こちらを参考にしながら児童生徒に必要な支援等について検討及び連携を行ってください。
 - ① 特別支援学級の入級等に関するスケジュール P.3



② 教育相談や学校見学について P.4~5



世羅町特別支援教育指導委員会 P.7

③ 特別支援学級の教育課程について P.6~7

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級 聴覚障害学級 視覚障害学級 病弱学級

④ 特別支援学校の進学等について P.8~12



⑤ 高校選択についてP.13~14

全日制 定時制 通信制 フレキシ ブル課程 学校

① 特別支援学級の入級等に関するスケジュール

月	保護者がすること園・所、学校がすること
	・特別支援学級への入級等を検討する場合、早めに所属先の先生や医療機関
前	等と相談をしてください。
年	※入級等に係わって、医療機関の受診・相談が必要です。医療機関によって
度	は、受診までに数カ月かかる場合もあります。
ょ	※特に、退級や小学校から中学校への進学の場合は、よりよい支援や適切な
_	進路指導のため、発達検査等を受けて児童生徒の実態把握に努めることが
ŋ	望ましいです。
4	◎世羅町教育委員会が次の文書を各所属に送付する。
	・学校見学に関する案内
	・教育相談資料作成の依頼文書
	・小・中学校を見学する場合は、各所属・必要に応じて関係機関と連携する。
	先へ申し込み、学校の指定する日時に ・所属長間で連携し、学校見学の日程調整
	見学をする。 を行ってください。
	・「教育相談資料」の作成について保護者
	と連携してください。
8	※特別支援学校への入学を希望する場合
	は、所属先を通して、特別支援学校へ
	の教育相談の申込が必要です。
10	・「教育相談資料」を所属先へ提出して・「教育相談資料」を保護者から受け取っ
	ください。 <u>(提出期限:10月下旬)</u> てください。
	★提出物
	・教育相談資料
	・診断書等(最新版)
	・参考となる資料(検査結果、検査報告書等) ・交付手帳の写し(交付されている場合のみ)
11	第1回 特別支援教育指導委員会(継続入級)
' '	第2回 特別支援教育指導委員会(新規入級、退級、通級指導教室利用)
	◎教育学、医学、心理学等の専門的知識のある委員が 人 人 について審議
	します。個の実態に関する説明は、所属先の担当者が行います。保護者の
	出席は必要ありません。
12	世羅町教育委員会会議
	◎障害の状況、必要な支援、保護者の思い・願い、世羅町特別支援教育指導
	委員会の審議結果を踏まえ、総合的に判断し、就学先を決定します。
	その後、世羅町教育委員会から保護者へ「決定通知」を送付します。
	・「決定通知」を受け取る。
	※特別支援学校へ就学する場合は、広島
	県教育委員会からも通知が届きます。
'	第3回 特別支援教育指導委員会(予備回)◎第3回はあくまで予備回です。第1回・第2回で審議できるよう、学校と
	●第3回はめてまてが備回です。第1回で第2回で番禺できるよう、学校で 保護者が早期かつ計画的に連携することが大切です。
3	・入学前に事前の学校見学をしたい場合・所属長間で連携し、学校見学の日程調整
	は、所属先に相談してください。 を行ってください。
L	TOTAL TRANSPORTED TO THE PROPERTY OF THE PROPE

②教育相談や学校見学について



Q:子供の発達の様子が心配です。 誰に相談したらよいですか?

A:まずは、所属先に相談しましょう。

悩みを一人で抱えず、できるだけ早期に相談 してください。小学校、中学校には、特別支 援教育コーディネーターがいて、相談窓口と なって対応します。



A:また、世羅町教育委員会では、「教育相談」を実施して います。

★ 世羅町教育委員会「教育相談」とは?

◆ 児童生徒一人一人の心身の健やかな成長と発達を図るため、『教育相談』を行っていま す。子供や保護者の方の悩み事・困り事について相談することができます。

集団生活が難しかったり、学習上の困難さがあったりするなどの、気にかかることがあっ た場合、子供の状態に合った適切な学びを考えるために行います。

学校生活に関すること ・友達関係に関すること

・発達に関することなど









★ 教育相談はどのように申し込めばよいですか?

所属先に「教育相談を受けたい。」と相談をしてください。所属先の所属長、または担任の 先生等から、教育相談に係る資料が渡されます。

★ 学校見学について



Q:学校見学は、何のためにするのですか?

A:入学を希望する学校に見学に行き、学校や学級の様子を把握することが大切です。 積極的に学校見学をしましょう。



◆ 通常の学級の様子や特別支援学級の様子、特別支援学校の様子を見学したい場合は、 実際に学校に行って確認することができます。

見学を希望する場合は、「学校見学がしたいです。」と所属先に相談してください。所属 長から、見学希望先の所属長に連携を取り、見学日時を調整します。

- ◆ 学校や学級の雰囲気、学習の様子等を実際に見て、進学または進級後の子供の成長を イメージすることは、子供の可能性を伸ばす上で大切なことです。安心して相談してくだ さい。
- ◆学校見学を通して、子供の様子や保護者の方の思いや願いを所属先に伝え、共に子供の 成長について考えていくことが、よりよい就学につながります。





③ 特別支援学級の教育課程について ※小学校の場合

知的障害特別支援学級

知的障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校 の各教科の目標及び内容を参考にした特別の教育課程				
	I・2年生	3・4年生	5・6年生	
	生活	生活	生活	
_	国語	国語 国語		
各教科等	算数	算数 算数		
科	音楽	音楽	音楽	
寺	図画工作	図画工作	図画工作	
	体育	体育	体育	
	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	
		総合的な学習の時間		
領		(外国語活動)		
領域	特別活動			
	※自立活動			
年間 授業 時数	1年生850 2年生910	3年生980 4年生1015	5年生1015 6年生1015	

- ○担任 I人(必要に応じて教育補助員、介助員が 配置されます。)
- ○学級定員 8人
- ○各教科の時数は、児童の実態によって決めることができます。 (年間の 総授業時数は通常の学級と同じです。)
- ○「領域・教科を合わせた指導」(<u>※</u> 「生活単元学習」など)をすること が可能です。
- ○児童の実態に応じた教科書を使用することが可能です。
- ○必要に応じて「交流及び共同学習」(通常の学級の児童と共に同じ授業を受ける)をすることが可能です。
- ○全ての教科・領域について一人一人 に応じた年間計画を立てて教育を行 います。

※「自立活動」

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣など を育て、心身の調和的発達の基盤を培うための学習です。

※「生活単元学習」

実際の生活に即した具体的な活動を通して、各教科や領域の力をつける学習です。

自閉症・情緒障害特別支援学級

小学校学習指導要領に示された教育課程を参考にした

特別の教育課程			
I・2年生	3・4年生	5・6年生	
国語	国語	国語	
算数	算数	算数	
生活	社会	社会	
音楽	理科	理科	
図画工作	音楽	音楽	
体育	図画工作	図画工作	
特別の教科 道徳	体育(保健)	家庭	
	特別の教科 道徳	体育(保健)	
		外国語	
		特別の教科 道徳	
	総合的な学習の時間		
	外国語活動		
特別活動			
	自立活動		
Ⅰ年生850	3年生980	5年生1015	
2年生910	4年生1015	6年生1015	
	 教育課程 1・2年生 国語 算数 生活 音楽 図画工作 体育 特別の教科 道徳 「年生850 	文学 3・4年生 国語 国語 算数 算数 生活 理科 百楽 図画工作 体育 図画工作 特別の教科 道橋 株別の教科 道橋 株別の教科 道橋 株別の教科 道橋 外国語活動 特別活動 自立活動 1年生850 3年生980	



- ○担任 I人 (必要に応じて教育補助員、介助員が 配置されます。)
- ○学級定員 8人
- ○各教科の時数は、児童の実態によって決めることができます。 (年間の総授業時数は通常の学級と同じです。)
- ○基本的には通常の学級と同じ教科書 を使用します。(実態に応じて下学年 の教科書を使用することもあります。)
- ○必要に応じて「交流及び共同学習」 (通常の学級の児童と共に同じ授業 を受ける)をすることが可能です。
- ○全ての教科・領域について一人一人 に応じた年間計画を立てて教育を行 います。

★入級する障害種別選択について



Q:児童生徒の入級する障害種別は どうやって決めるのですか?

A: 世羅町特別支援教育指導委員会において、 児童生徒の実態や、保護者の思い、専門家等の 意見を踏まえた上で世羅町の意見を出します。



★ 世羅町特別支援教育指導委員会とは?

- ◆特別支援教育指導委員会とは、障害の状態、子供・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の答申に関わって審議をする会議のことです。
- ◆ 世羅町では11月に2回と2月の1回の年3回実施をしております。構成員は医師、発達相 談に関する専門家等です。(保護者は出席しません。)
- ◆ 保護者の思いや教育相談の内容、子供の学校での様子等をもとに審議をします。教育委員会はその意見をもとに来年度の就学先の答申を決定します。
- ◆ 特別支援教育指導委員会の後、保護者に教育委員会の答申を示します。



4特別支援学校の進学等について

★ 特別支援学校とはどんな学校ですか?

◆ 特別支援学校とは、障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

幼稚園から、高等学校に当たる年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚部・小学部・ 中学部・高等部で行います。

障害種別は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱があります。

- ◆ | 学級の児童生徒数は、小学部と中学部は6人まで、高等部は| 学級8人までです。なお、 重複障害学級は3人までです。そのため、障害の状況や個に応じた丁寧な指導を行うこ とができます。小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上また は生活上の困難を改善・克服するために、弾力的な教育課程が編成できるようになって います。
- ◆ 卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

エレベーター、身障者用トイレが設置されています。スクールバスも運行しており、子供 の障害の状況に応じた取組が行われています。

★ 特別支援学校で行われる支援は?

◆ 障害の状況に合わせ、実態に合った遊びや学習を通して、一人一人の子供に付けたい カを身に付けられるようにしています。

三原特別支援学校小学部の例



毎日 20 分間、各クラスで体力 づくりに取り組みます。それぞ れ課題に応じて、体ほぐしをし たり走ったりします。



集団遊びの中で、ルールを守る ことの大切さや、友だちとの関 わり方などについて学びます。



児童一人一人の実態に合わせ た課題に取り組みます。国語や 算数の内容,自立に向けた作業 的な内容の課題などに取り組



校外学習

年に数回、各クラス、各学年で 校外学習を行います。社会見学 や買い物学習、乗り物の乗車体 験など、学年によって様々な内 容を体験的に学びます。

◆ 詳しくは、P.10に各特別支援学校の学校ホームページのURLを掲載しているので、こ ちらをご覧ください。

★ 特別支援学校に就学したい場合はどうすればいいですか?

- Ⅰ 所属先へ「特別支援学校への進学」の意思を伝えてください。
- 2 特別支援学校の教育相談を受けて、特別支援学校への進学の意思を伝えてください。
- ◆ 2の教育相談は、所属長間で連携をし、8月中には申込をすることが望ましいですが、遅くとも10月上旬までには申し込み、12月までに教育相談を受ける必要があります。

★県内の特別支援学校一覧



Q:世羅町の児童生徒は県内の特別支援学校に どこでも進学等できますか

A:いいえ。居住地によって、進学等できる 特別支援学校は決められています。



★世羅町在住の児童生徒が進学等可能な特別支援学校

知的障害

(甲山中学校区:世羅中学校区)

三原特別支援学校 三原市小泉町10199-2

0848-66-3030

http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/

(世羅西中学校区)

庄原特別支援学校 庄原市三日市町5004-44

0824-75-5111

https://www.shobara-sh.hiroshima-c.ed.jp/

肢体不自由

福山特別支援学校 福山市津之郷町津之郷280-3

084-951-1513

http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/

聴覚障害

尾道特別支援学校 広島県尾道市栗原町1524

就学対象:小・中学部(甲山中学校区・世羅中学校区)

0848-22-5248

http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/

広島南特別支援学校 広島市中区吉島東二丁目10-33

就学対象:小・中学部(世羅西中学校区在住者)・高等部

082-244-0421

http://www.hiroshima-sd.hiroshima-c.ed.jp/

視覚障害

広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目1-4

082-229-4134

http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/

病弱

広島西特別支援学校 大竹市玖波四丁目6-10

0827-57-1000

http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/

★ 教育相談等が必要な場合は上記の連絡先へ連絡をし、特別支援コーデ ィネーター等に相談をしてください。

















Q:特別支援学校へはだれでも進学等ができますか。

A:特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3 に該当する児童生徒が対象です。

また、主たる障害が自閉症の場合は、特別支援学校に進学することはできません。



★該当しているか判断するには?

◆ P.15・16にある学校教育法施行令第22条の3の基準に該当するかどうかを判断する ためには、障害の状況を示す根拠資料等が必要となります。

例えば、発達検査を行い本人の障害の状態を調べることや各種手帳(療育手帳、身体 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)等の取得すること等の取組を進めてください。

その他にも、本人の日常の生活の状況の聞き取りや見学、障害の状態等を踏まえた上で、総合的に判断していきます。

★発達検査とは何ですか?

- ◆ 発達検査とは、子どもの心身の発達の度合いを調べる検査のことです。検査結果から子 どもの発達の特徴が分かったり、普段の接し方のヒントを得ることができたりと、子どもの 育ちに関する参考情報を得ることができます。発達検査等の資料には、子供の得意なとこ ろやもっている力を発揮するための具体的な方法が書かれています。
- ◆発達検査は発達障害の確定診断を行う検査ではありません。発達障害の確定診断に際しては、生育歴や行動観察などの臨床診断と、発達検査・知能検査などの専門診断の結果を経て、総合的に診断されます。よって、発達検査の結果のみで発達障害だと診断されることはありません。確定診断の判断要素として発達検査の結果を参考にしています。

【参考】LITALICO 発達ナビ https://h-navi.jp/column/article/35025921



Q:療育手帳はどのように取得すればよいです

A: 療育手帳の交付を受けるためには、判定会等で 心理検査等の判定を受ける必要があります

★手帳の種類や取得方法は?

◆手帳の種類

身体障害者手帳	重度の人から1~7級に区分
療育手帳	重度の人から A·B·Bに区分
精神障害者保健福祉手帳	重度の人から1~3級に区分

◆療育手帳の取得方法について

①判定の予約が必要です

療育手帳の交付を受けるためには、判定会等で心理検査等の判定を受ける必要があります。

県内各市町で開催される判定会は予約制のため、下記の予約専用ダイヤルで判定の 予約を取ることが必要です。

【巡回判定会の予約方法】

- ■予約専用ダイヤル 082-400-9010(県内全域同じ番号です)
- ■予約受付時間 月曜~金曜(祝日を除く) 9時~17時
- ■対象者 新規交付を希望の方、更新を希望の方

★予約受付時にお伺いすること

- ・お電話をいただいている方の情報 (療育手帳判定を受けようとされる方との続柄等)
- ・療育手帳判定を受けようとされる方の情報(氏名、生年月日、性別、住所、所属(学校等)等)
- ・新規の場合: 療育手帳取得希望のきっかけ、かかりつけ医、他の障害手帳を持っているか等
- ・更新の場合:現在お持ちの療育手帳の程度と次回判定年月等

②療育手帳交付申請書の提出が必要です

予約の日まで(もしくは予約当日)に、世羅町福祉課(保健福祉センター)か生活課(せらにし支所)の窓口へ行き、療育手帳交付申請書を出してください。提出をされていないと、判定が受けられません。

持っていくもの

・本人の写真 | 枚

たて4センチ×よこ3センチ、上半身、帽子なし 6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に名前を記入

・持っている人は、身体障害者手帳の写し

※その後の手続きについては、判定会等で説明します。

◆手帳の取得方法に係る詳細について

世羅町福祉課【0847-25-0072】にて、相談をしてください。

⑤ 高校選択について

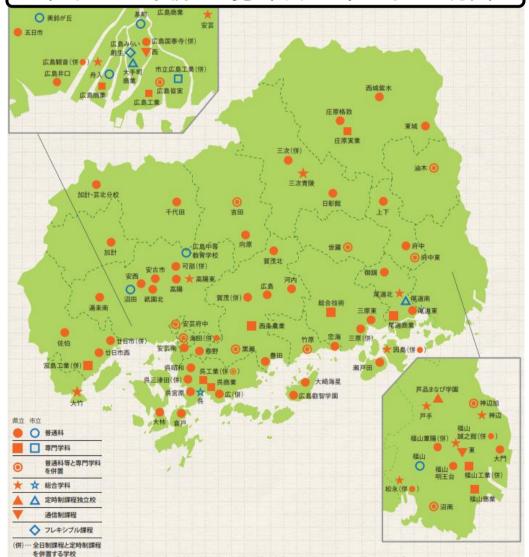


Q:特別支援学級に在籍する児童生徒は特別支援学校 に進学するのですか。

A: そのような決まりはありません。児童生徒が在籍する 障害種別を問わず県内のどの学校にも進学すること ができます。児童生徒の実態に応じた学校を選択 しましょう。



★県内の公立学校の一覧(令和2年4月 | 日現在)



【引用】ホットライン教育ひろしま > 公立高等学校入学者選抜制度の改善について https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/sennbatsu-kaizen.html

★ どんな進路先がありますか?

◆ 児童生徒の実態によっては全日制の学校に進学する場合や、通信制や定時制の学校に 進学する場合など様々です。特別支援学級に在籍していることで、進路選択の幅が狭ま るということはありません。

児童生徒の進路先決定は将来の就職、進学等につながっていきます。将来の展望をも ちながら進路選択をしてください。

過去3年間の世羅町内の特別支援学級に在籍した生徒の進路先一覧

広島県立世羅高等学校

広島県立御調高等学校

広島県立日彰館高等学校

広島県立東高等学校(通信制)

広島県立西条特別支援学校

星槎国際高等学校(通信制)

相生学院高等学校 尾道校

児童生徒の将来的な自立に向け、実態に合った進路先となる よう十分に検討した上で、進路選択を行ってください。

★ 教育課程と進学先について

◆ 児童生徒の進学先を考える場合、どの教育課程を選択しているかが、非常に重要な点となります。特に、自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒は当該学年の教育課程を選択しているため、自分の学年相当の学習ができると判断されます。

進学先については、児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の持てる力を十分に発揮できる環境を熟考した上で、進路選択をしてください。

◆ 特別支援学校や特別支援学級への種別については、次の基準をもとに、 答申を示しています。

所属先へ特別支援学級入級の相談があった場合、この表に基づいて児童生徒の実態を把握するように努めてください。

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常 の文字、図形等の視覚による認 識が困難な程度の者で、通常 の学級での学習におおむね参 加でき、一部特別な指導を必要 とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60 デシベル以上のもののうち、補聴 器等の使用によっても通常の話 声を解することが不可能又は著し く困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通 常の話声を解することが困難 な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常 の話声を解することが困難な程 度の者で、通常の学級での学 習におおむね参加でき、一部特 別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人 との意思疎通に軽度の困難が あり日常生活を営むのに一部 援助が必要で、社会生活への 適応が困難である程度のもの	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のものニ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記 等日常生活における基本的な 動作に軽度の困難がある程度 のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	ー 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾 患及び神経疾患、悪性新生物そ の他の疾患の状態が継続して医 療又は生活規制を必要とする程 度のもの	ー 慢性の呼吸器疾患その他 疾患の状態が持続的又は間欠 的に医療又は生活の管理を必 要とする程度のもの	

病弱者	ニ 身体虚弱の状態が継続して 生活規制を必要とする程度のも の	ニ 身体虚弱の状態が持続的 に生活の管理を必要とする程 度のもの	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器 質的又は機能的な構音障害の ある者、吃音等話し言葉におけ るリズムの障害のある者、話す、 聞く等言語機能の基礎的事項 に発達の遅れがある者、その他 これに準じる者 (これらの障害が主として他の 障害に起因するものではない 者に限る。)で、その程度が著 しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器 質的又は機能的な構音障害の ある者、吃音等話し言葉におけ るリズムの障害のある者、話す、 聞く等言語機能の基礎的事項 に発達の遅れがある者、その他 これに準じる者(これらの障害 が主として他の障害に起因する ものではない者に限る。)で、通 常の学級での学習におおむね 参加でき、一部特別な指導を必 要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもの で、通常の学級での学習におお むね参加でき、一部特別な指導 を必要とする程度のもの
情緒障害者		ニ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな 注意力、又は衝動性・多動性が 認められ、社会的な活動や学業 の機能に支障をきたすもので、 一部特別な指導を必要とする 程度のもの

※特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3、特別支援学級及び通級指導教室については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 (平成25年10月4日付け25文科初第756号)から抜粋。

★ 参考となるホームページや資料について

広島県教育委員会(特別支援教育)ホームページ

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/tokubetsu.html



特別支援教育ハンドブック No.I令和3年改訂版

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/432267.pdf



◆相談先一覧

進路指導等に関すること	世羅町教育委員会学校教育課	0847-22-0548
教育相談に関すること	世継町教育安貞云子仪教育詠	
子供の発達に関すること	世羅町子育て支援課	0847-25-0294
放課後等デイサービスに関すること		0847-25-0072
支援のある就労に関すること	世羅町福祉課	
療育手帳等の取得に関すること		

